

## 大阪市建設局請負工事中間技術検査細則

### (目的)

第1条 この細則は、大阪市請負工事技術検査要領（以下、「技術検査要領」という。）、大阪市土木工事等技術検査基準（以下、「技術検査基準」という。）及び大阪市建設局請負工事等検査要領（以下、「建設局検査要領」という。）に基づき、中間技術検査の適切な実施に際して、建設局として必要な事項を定める。

### (適用範囲)

- 第2条 中間技術検査の対象工事は、技術検査基準第4条第1項に規定する工事とする。
- 2 前項に規定する対象工事においては、設計担当職員と検査職員が協議を行い、中間技術検査の対象となる工種・種別の有無について検査職員の判断を受けることとし、実施する場合は実施時期、実施工種、実施工回数を特記仕様書で指定するものとする。
- 3 前2項に定める対象工事における工種・種別は、別紙に掲げるものとする。

### (受注者への通知)

第3条 検査職員等は、監督職員を通じて中間技術検査を実施する旨及び検査日等必要な事項を受注者に通知するものとする。

### (検査結果の通知)

第4条 中間技術検査の結果は、技術検査要領第5に基づき、施工について改善を要すると認めた事項や現場における指摘事項を「検査指摘事項確認書」により受注者に通知する。

### (検査結果の処置)

- 第5条 第4条の通知内容については、監督職員と受注者が調整のうえ、当該処置を行う。
- 2 監督職員は、前項の処置内容を受注者が提出した「検査指摘事項処置報告書」により確認し保管する。

### (当該工事に関する図書など)

第6条 技術検査要領第4第2項に掲げる当該工事に関する図書は、次の各号をいう。

- (1) 施工体制台帳、下請負契約書写し(注文書・請書)及び施工体系図
- (2) 施工計画書（施工図を含む。）
- (3) 使用材料承諾願、若しくは使用材料品質証明書類
- (4) 設計変更実施に関する書類
- (5) 中間技術検査出来形図または完工図、若しくはこれに代わる所要管理図等
- (6) 工事打合せ簿
- (7) 出来形管理書類及び品質管理書類
- (8) 段階確認書類
- (9) 発生土計量伝票（指定）及び産業廃棄物管理票
- (10) 工事写真帳
- (11) 工事月報、若しくは工事日報
- (12) 工事出来高報告に関する書類
- (13) 安全教育及び安全対策(点検等を含む。)に係る記録・報告
- (14) その他契約図書に定める既済報告書類及び検査職員等が指示する工事管理状況確認書類

**(補足)**

第7条 中間技術検査は、次の各号に掲げる建設局検査要領の規定に準拠する。

- (1) 第5条 検査の依頼及び回答
- (2) 第7条 検査の立会い
- (3) 第9条 検査の記録等

2 技術検査基準第4条第6項に規定する検査通知書は、様式のとおりとする。

**(その他)**

第8条 この細則に定める事項のほか、中間技術検査の実施に必要な事項は、検査職員等が定める。

**付 則** この細則は、令和3年4月1日契約分から施行する。

**付 則** この細則は、令和3年11月1日契約分から施行する。

**付 則** この細則は、令和6年9月1日契約分から施行する。

【別紙】(道路・河川土木工事)

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。なお、管内工事については、下表に関わらず施工進捗に応じて実施するものとする。

工事区分	工種	種別（細別）
幹線共同溝	シールド	一次覆工、二次覆工
	発進・中間・到達立坑	現場打軸体工、プレキャスト工等
橋梁	橋梁下部	基礎工（基礎杭打設）
		地盤改良工（地盤改良）
		橋台・橋脚工（コンクリート打設）
		橋脚架設工（橋脚架設）
	橋梁上部	鋼橋架設工（鋼橋架設）
		床板工（コンクリート打設）
		コンクリート橋上部（PC・RC 橋桁架設）
	耐震補強	増し杭工（増し杭打設）
河川	築堤・護岸	鋼管矢板工（钢管矢板打設）
		固結工（地盤改良）
		基礎工（基礎杭打設）
		護岸工（コンクリート打設）
		築堤工（コンクリート打設）
開削トンネル	基礎	地盤改良工（地盤改良）
		基礎工（基礎杭打設）
	軸体（本体）	軸体工（コンクリート打設）

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】(造園工事)

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。

工事区分	工種	種別（細別）
造園工事	擁壁	擁壁工 (H = 2 m以上かつL = 100m以上)
	池護岸	池護岸工 (L = 100m以上)
遊具工事	超大型複合遊具	基礎工 (1,000 m <sup>2</sup> 以上)

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】(下水道施設土木工事)

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。

工事区分	工種	種別(細別)
管渠再構築工事	管きょ工(開削) 管きょ更生工	—
管渠築造工事	管きょ工(開削)	躯体工(現場打ち)
	管きょ工(推進・小口径推進)	—
	管きょ工(シールド工法)	一次覆工 二次覆工
	立坑工 特殊マンホール工	土留工 鋼製立坑工 地中連続壁工(仮設目的の場合)
		躯体工 地中連続壁工(躯体兼用の場合)
処理場・抽水所等の重要な土木構造物の築造工事・耐震補強工事等	本体仮設工	土留・仮締切工 連続地中壁工(仮設目的の場合)
		既製杭工 場所打ち杭工
	本体築造工	オープケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工
		躯体工 地中連続壁工(躯体兼用の場合)

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】(機械設備工事)

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第2第2項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。

工事区分	工種	種別
下水道施設	沈砂池機械設備	自動(手動)スクリーン 除砂設備 各種洗浄装置等
	ポンプ設備	汚水ポンプ 雨水ポンプ 汚泥ポンプ等
	水処理設備	汚泥かき寄せ機 反応タンク設備
	汚泥焼却・溶融・ コンポスト設備	焼却設備 溶融設備 乾燥設備
	空気機械設備	散気用送風機
	貯留設備	地下タンク類
	門扉設備	ゲート類(手動、電動、油圧等)
	その他	スカム除去(処理)装置
道路・河川・公園施設	駐車場機械設備	駐車場機械設備

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】(電気設備工事)

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。なお、同じ時期に同じ種別の中間技術検査を行う場合は、当該の中間技術検査を省略することができる。

工事区分	工種	種別
道路・河川・公園・ 下水道施設	特高受変電設備	遮断器・変圧器
	自家発電設備	発電機・原動機類

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】(建築工事)

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。

工事区分	工種	種別
下水道施設	地業工事	杭地業
	鉄筋工事	基礎、柱、スラブ等 (配筋)
	鉄骨工事	鉄骨建方工事
	外壁工事	外壁仕上げ

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

大建第 号  
令和 年 月 日

所在地  
会社名  
代表者名 様

大阪市建設局企画部  
工事監理担当課長  
〇〇 〇〇

中間技術（第 回）検査通知書

貴社が受注した工事の中間技術検査について次のとおり実施します。

1 契約番号 大契乙 第 号

2 工事名称

3 工期  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

4 検査実施日 令和 年 月 日